

公益社団法人三田市シルバー人材センター

傷害及び賠償の補償に関する規程

(目的)

第1条 公益社団法人三田市シルバー人材センター（以下「センター」と言う。）の正会員（以下「会員」と言う。）が関わる、事故の補償について必要な事項を定めることを目的とする。

(事故の対象)

第2条 センターは、下記のいずれかに該当するものを、補償を対象とした事故とする。

2 傷害事故

- (1) 会員が、就業中の事故の発生により負傷した場合。
- (2) 会員が、就業に関する途上での事故の発生により負傷した場合。
- (3) 会員が、センターが主催する会議及び講習会等において、会場若しくはその途上での事故の発生により負傷した場合。

3 賠償事故

- (1) 会員が、就業中に第三者の身体若しくは物品、財産等に損傷を与えた場合。
- (2) 会員が、センターの所有する車両において事故を発生させた場合。
- (3) 会員が、生産した器物等が起因となり事故を発生させた場合。

(補償内容)

第3条 センターは、前条の事故について下記の補償を行うものとする。

2 傷害事故

- (1) 入院
- (2) 通院
- (3) 後遺障害
- (4) 死亡

3 賠償事故

- (1) 人身
- (2) 物損
- (3) その他、事故に起因する損失の補償

(費用の負担)

第4条 傷害及び賠償事故に関する補償については、センター及び会員双方で費用を負担のうえ保険に加入するものとし、負担の内容については別に定めるものとする。

(委 任)

第5条 本規程において定めない事項については、理事会が定める。

(附 則)

本規程は、平成29年8月25日より施行する。